岐阜県選手育成強化推進事業費交付要綱

(目 的)

第1条 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会(以下「本会」という。)は、障がい者がスポーツに親しむ機会の拡大及び選手の取組意欲向上を図り、パラスポーツの普及、競技人口の拡大及び選手の育成、並びに競技力の向上を目的として、岐阜県選手育成強化推進事業費(以下「強化推進費」という。)を交付するものとする。

(対象競技)

- 第2条 強化推進費の交付対象となる競技は、次のとおりとする。
 - (1) 個人競技

陸上、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボッチャ、ボウリング

(2) 団体競技

車いすバスケットボール、バスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、バレーボール(身体、知的、精神)、サッカー、フットソフトボール

(補助対象経費等)

第3条 対象となる経費は別表のとおりとする。

(強化推進費の交付申請)

- 第4条 強化推進費交付申請書(第1号様式)に、その他関係書類を添えて、本会会長(以下「会長」という。)宛に提出しなければならない。
- 2 交付の申請については、本会企画競技委員会委員(以下「代表者」という。)が行う ものとする。

(強化推進費の交付)

第5条 会長は、交付申請書の内容を精査し、適正であると認めたものについて、概算払いの方法により、申請後3週間を目途に指定された口座へ振り込むものとする。 (状況報告)

第6条 代表者は、会長が必要と認めた場合にはその指示に従い、事業遂行状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 代表者は、当該年度3月31日までに、事業実績報告書(第2号様式)を会長宛に提出しなければならない。

(強化推進費の額の確定)

- 第8条 会長は、前条の事業実績報告書を精査し、額の確定を行い、代表者に通知するものとする。
- 2 代表者は、前項の確定額が交付額を下回ったときは、その差額について速やかに会長 の指定した方法により返金するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成25年3月27日から施行し、平成25年度分から適用する。 附 則
- この要綱は、平成26年10月15日から施行し、平成26年度分から適用する。 附 則
- この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年度分から適用する。 附 則
- この要綱は、令和元年6月11日から施行し、令和元年度分から適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年度から適用する。

別表1 (第3条関係)

科目		対象科目の使途	経費の額
旅費交通費	旅 費	強化練習等に係る委員・指導者等の旅費	別表2・別紙
	・交 通 費	遠征等の移動に係る委員・指導者等及び	別表2・別紙
		選手の公共交通料金又はバス借上代等	
需 用 費	・消耗品費	ボール・ラインテープ・ネット、記録用	実 費
		紙等各競技関係具及び事務用品並びに医	
		薬品等	
	・備品購入費	練習等に必要な競技用用具(別途申請)	実 費
	・飲 料 代	水分補給用飲料	実 費
	・参 加 費	大会等の出場に係る費用	実 費
役 務 費	・保 険 料	委員及び指導者等並びに選手に係る傷害	実 費
		保険料	
	(
	・通 信 費	連絡用はがき及び切手等	実 費
使 用 料	・会場借上	競技場(練習会場等)賃借料	実 費
	・駐 車 場	委員及び指導者の駐車料金	実 費

別表2 (第3条関係)

科目		詳細
旅費交通費	•旅費	※出発地(所属先又は自宅)から、練習会場等までの陸路
		(計算方法:片道距離×往復×37円(小数点以下切捨て)
		※移動距離が片道で概ね60kmを超える場合は、高速道路の利用
		料金分を実費支給
	• 交通費	※公共交通機関を利用した場合は、集合場所から現地までの
		利用分を実費支給
		(ただし、タクシーの利用は対象としない)
		※自家用車で移動した場合は、委員及び指導者等に準ずる。
		※バス等の借上げ又は公共交通機関の切符手配等を旅行業者
		が一括して取り扱う場合で、その費用が50,000円を超える
		ときは、2社以上の見積りをとり業者を選定すること。

注意事項

- 1 実施回数は年間で強化練習5回以上とし、費用の範囲内であればこの限りとしない。
- 2 宿泊を伴う遠征の場合であっても、宿泊費用は補助対象としない。
- 3 登録選手であっても、個人的な練習(活動)に係る経費は対象としない。
- 4 領収証の宛名は「(一社)岐阜県障害者スポーツ協会」とすること。
- 5 請求書又は領収証には、品目、数量等、内訳が分かるよう記載があること。

〇旅費の算出方法について

交通費の補助対象は、<u>起算地(自宅又は所属先)から練習会場(目的地)までの往復</u> 分のみとします。

- 1 公共交通機関の場合
 - 最寄り(集合)駅~目的地最寄り駅+バスの往復
 - ・算出根拠:乗換案内等により検索したルート
 - ・提出書類:ルート検索した資料
 - ※原則、タクシーは対象としない
- 2 陸路の場合
 - 出発地 (所属先又は自宅) ~練習会場
 - ・算出根拠:キロ程表(別表)
 - ※出発地は、所属先又は自宅に限る
 - ※移動距離が片道2km以下の場合は旅費の支給なし
 - ※高速道路を利用する場合は片道60kmを越える場合のみ
 - ※移動区間が同一市町村内の場合はルート検索で算出

<距離の計算方法>

- ・片道距離×往復=往復距離(小数点以下切捨て)×37円
 - 例) 10.6km×往復=21.2km → 21km×37円=777円
- ・提出書類:出発地及び練習場所の住所(市町村名のみ)がわかるもの
 - ※同一市町村内の場合は検索データ
 - ※高速利用の場合は領収証又はETC利用証明書等の写し
- 3 貸切バス等を利用の場合
 - バス借上費用 (有料道路料金を含む)
 - ・提出書類
 - 30,001円以上100,00円以下の場合:依頼する業者の見積書 100,001円以上の場合:2者以上の見積書